

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ－４－９－４－５ 報酬体系の開示（施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 6 号、第 19 条の 3 第 4 号及び第 34 条の 26 第 1 項第 5 号関係）</p> <p>報酬体系の開示は、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（以下「報酬告示」という。）に定められた事項について、市場や預金者等による外部評価の規律づけにより、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないことを確保し、金融機関の経営の健全性を維持するという趣旨を十分に踏まえ、適切に実施される必要がある。</p> <p>ただし、公にすることにより金融機関の競争上の地位を大きく害するおそれのある情報、若しくは、個人が特定され、個人の権利利益が不当に害されるおそれのある情報、又は、守秘義務に係る情報等については、より一般的な内容の記載に止めるとともに、その理由を記載することで差し支えないものとする。また、報酬告示に定められた事項に該当する事項がない場合には、該当する事項がない旨を記載することで差し支えないものとする。</p> <p>なお、開示に当たっては、金融機関は、その規模、業務の複雑性、海外拠点の設置状況及び国際的な雇用・報酬慣行の導入状況等を勘案し、適切な情報開示のあり方を検討する必要がある。報酬告示に定められた項目について、画一的な情報開示が求められるものではない点に十分留意するものとする。国際的に金融活動を展開し、大規模かつ複雑なリスクを抱える場合については、「主要行等向けの総合的な監督指針」を参照し、これに準ずるものとするが、その他の場合については、その規模、業務の複雑性及び海外拠点の設置状況等に応じ、「主要行等向けの総合的な監督指針」を参考にしつつ、必要と認められる適切なレベルの情報開示が行われているかに留意するものとする。</p> <p>（参考）バーゼル銀行監督委員会「<u>第三の柱</u>における報酬についての開示要件」（2011 年 7 月）</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ－４－９－４－５ 報酬体系の開示（施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 6 号、第 19 条の 3 第 4 号及び第 34 条の 26 第 1 項第 5 号関係）</p> <p>報酬体系の開示は、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（以下「報酬告示」という。）に定められた事項について、市場や預金者等による外部評価の規律づけを通じ、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないことを確保し、金融機関の経営の健全性を維持するという趣旨を十分に踏まえ、適切に実施される必要がある。</p> <p>ただし、公にすることにより金融機関の競争上の地位等を大きく害するおそれのある情報、若しくは、個人が特定され、個人の権利利益が不当に害されるおそれのある情報、又は、守秘義務に係る情報等については、より一般的な内容の記載に止めるとともに、その理由を記載することで差し支えないものとする。また、報酬告示に定められた事項に該当する事項がない場合には、該当する事項がない旨を記載することで差し支えないものとする。</p> <p><u>国際統一基準行及び国際統一基準持株会社については、「主要行等向けの総合的な監督指針」を参照することとし、その他の場合については、その規模及び業務の複雑性等に応じ、「主要行等向けの総合的な監督指針」を参考にしつつ、必要と認められる適切なレベルの情報開示が行われているかに留意するものとする。</u></p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バーゼル銀行監督委員会「<u>第 3 の柱</u>における報酬についての開示要件」（2011 年 7 月） ・ <u>バーゼル銀行監督委員会「開示要件（第 3 の柱）の統合及び強化―第</u>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>また、中小・地域金融機関がグループ（銀行又は銀行持株会社及びそれらの主要な連結子法人等をいう。）を形成している場合で、報酬告示に定められた<u>項目</u>について、グループ内で開示する内容に重複があるときには、当該内容を纏めて記載し、説明するなど、分かりやすい開示に努めているかに留意するものとする。</p>	<p><u>2フェーズ</u>」（2017年3月） また、中小・地域金融機関がグループ（銀行又は銀行持株会社及びそれらの主要な連結子法人等をいう。）を形成している場合で、報酬告示に定められた<u>事項</u>について、グループ内で開示する内容に重複があるときには、当該内容を纏めて記載し、説明するなど、分かりやすい開示に努めているかに留意するものとする。</p>